

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 寺西、樫本
電話直通 3595-2679 (12月25日)
電話直通 5344-1109 (12月26日以降)

平成19年12月25日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 年金時効特例法に基づく年金の給付誤り

① 概要

本年7月6日に施行された年金時効特例法に基づき支給手続きをされた方について、既に11月に支払いが行われているにもかかわらず、12月にも支払手続きを行っていたことが判明した。

② 原因

時効特例法にかかる事務処理において、審査時の確認及び入力処理後の最終確認作業が十分でなかった。

③ 影響

過払い 1件 (金額 約71万円)

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びを行い、12月14日に振込まれる金額について、後日返納していただくことをご了解をいただいた。

<事案2> 支払保留者に係る解除漏れ

① 概要

受給権者から年金の裁定請求書を受付けた場合に、他の年金を受給している方等については、裁定処理を行った後、必要に応じて当該年金の支払いを一時的に保留することとしているが、この保留の解除を行うべき年金について未だ保留中のままとなっていたことが判明した。

② 原因

年金裁定処理後に保留処理を行った者に係る事後確認が十分でなかった。

③ 影響

未払い 3件 (金額 約1600万円、約1400万円、約580万円)

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びを行い、速やかに未払い金を支払った。

<事案3> 旧農林漁業団体職員共済組合に係る退職共済年金の給付誤り

① 概要

厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済組合」という。）の退職共済年金に関する事務については、旧農林共済組合に委託しているところであるが、今般、年金額計算の基礎となる平均報酬月額を算出するために使用する各年度の再評価率の一部（平成17年度以降）が誤っていたため、未払いが生じていることが、旧農林共済組合からの連絡により判明した。

② 原因

当該事務を委託している旧農林共済組合の年金額計算プログラムに一部不具合があったことによる。

③ 影響

未払い 1,993件（総額 約29万円）

④ 対応

対象者の方には、翌年1月初旬にお詫びの手紙と正しい年金額をお知らせする通知書を送付したうえで、1月15日に未払い金を支払う。

なお、プログラム修正については、旧農林共済組合で実施済。

<事案4> 高年齢雇用継続給付金と老齢厚生年金の調整に係る給付誤り

① 概要

雇用保険法による高年齢雇用継続給付金を受けられる在職老齢年金の受給者は、賃金との調整（在職停止）に加え、高年齢雇用継続給付金の額に応じて年金額の一部を停止することとされている。高年齢雇用継続給付金の算定の基礎となるみなし賃金月額が一定額を超えた場合は、その額を限度として停止額を計算することとされているが、今般、一定額を超えた月額が提供されたことにより、その月額で在職老齢年金の停止額を計算していたことが判明した。

※「みなし賃金月額」とは、高年齢雇用継続給付を受給する被保険者が、60歳に達した日を受給資格に係る離職日とみなして算定される賃金日額に30日乗じた額。
賃金日額は、厚生労働省告示により、毎年、上限額及び下限額の変更が行われる。

② 原因

高年齢雇用継続給付金の情報交換に係るデータ（みなし賃金月額）の内容確認が不十分であったことによる。

③ 影響

未払い 5件（総額 約76万円）

④ 対応

対象者の方には、お詫びの手紙と正しい年金額をお知らせする通知書を送付したうえで、速やかに未払い金を支払った。

なお、当事案に係る対象者調査及びシステム対応について実施する。